

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課)	1
○特定計量器の定期検査の実施 (商工振興課)	2
○保安林の解除(2件) (治山林道課)	2
○告示(地方卸売市場開設者の許可)の一部改正(2件) (水産振興課)	2
○土地収用法による収用又は使用の手続の開始 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
◎告示(県立都市公園の設置)の一部改正 (公園下水道課)	2
◎告示(県営住宅の家賃の収納事務の委託)の一部改正 (住 宅 課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
○建設業法に基づく処分 (建設管理課)	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則	9
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	10
入札公告	
○一般競争入札(税務電算システムの借入れ)の公告 (税 務 課)	11
<8・10揭示>	

## 規 則

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第89号

#### 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例(平成19年高知県条例第69号)附則の規定に基づき、同条例(高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第4条第1項第5号及び別表第1の改正規定並びに別表第5の改正規定(「(第20条関係)」を「(第20条、第24条関係)」に改める部分並びに同表の2及び同表の5の改正規定、同表備考10の改正規定(「5の(9)」を「5の(9)のイ」に、「1日」を「1人1日」に改める部分に限る。)、同表備考11の改正規定(「5の(1)、(2)及び(5)から(7)まで」を「5の(1)、(2)、(5)から(7)まで及び(9)のアの(ア)」に改める部分に限る。))並びに同表備考12の改正規定(「若しくは運動広場」を「運動広場若しくは多目的芝生広場の陸上競技場(共用の場合を除く。)」に、「5の(1)、(2)若しくは(5)から(7)まで」を「5の(1)、(2)、(5)から(7)まで若しくは(9)のアの(ア)」に改める部分に限る。)に限る。)の施行の日は、この規則の公布の日とする。

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第90号

#### 高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則(平成17年高知県規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表土佐西南大規模公園の項中

「

大方地区キャンプ場
-----------

」

を

「

大方地区キャンプ場
多目的芝生広場

」

に改め、同表の2の表土佐西南大規模公園の項中「球技場」

を

「球技場

多目的芝生広場」

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第91号

#### 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年高知県規則第88号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1 県営住宅(従前居住者用住宅を除く。)の表春野の項中「吾川郡春野町」を「高知市春野町内ノ谷」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第92号

#### 高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築基準法施行細則(昭和25年高知県規則第88号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「吾川郡のうち春野町」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

## 告 示

### 高知県告示第496号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 名称及び代表者の氏名  
有限会社マリン石油 代表取締役 渡辺 満夫
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
南国市田村甲534-1

3 取消し年月日  
平成19年6月30日

**高知県告示第497号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、安芸郡、長岡郡、土佐郡及び高岡郡	平成19年9月26日及び27日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

**高知県告示第498号**

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除に係る保安林の所在場所  
須崎市上分字已家ヶ谷乙2955の2
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第499号**

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町馬荷字キチボリ山3898の5
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第500号**

高知県卸売市場条例（昭和46年高知県条例第39号）第22条第3

号の規定により地方卸売市場の開設者である法人の役員の変更について届出があったので、昭和48年3月高知県告示第82号（地方卸売市場開設者の許可）の一部を次のように改正する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

表6の項を次のように改める。

6	室戸〃 〃 武井大助	〃 室津堤塘敷地	〃 室戸〃	〃 室津堤塘敷地
---	------------------	-------------	----------	-------------

**高知県告示第501号**

高知県卸売市場条例（昭和46年高知県条例第39号）第9条第1項の規定により地方卸売市場に係る事業の譲渡し及び譲受けについて平成19年4月1日に認可したので、昭和48年3月高知県告示第82号（地方卸売市場開設者の許可）の一部を次のように改正する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

表6の項を次のように改める。

6	室戸岬東〃 〃 福元資俊	〃 室戸岬町6810番地152	〃 室戸岬東〃	〃 室津字一木浜3370番地1
---	--------------------	--------------------	------------	--------------------

**高知県告示第502号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 起業者の名称  
国土交通大臣
- 事業の種類  
一級河川仁淀川水系波介川改修工事（波介川河口導流事業・吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで）
- 手続が開始される土地  
(1) 収用の手続が開始される土地  
吾川郡春野町西畑字平床割、字南堅割、字北堅割、字堅割、字本割、字須崎割及び字新割地内  
(2) 使用の手続が開始される土地

吾川郡春野町西畑字平床割、字南堅割、字北堅割、字堅割及び字本割地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
春野町役場

**高知県告示第503号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年8月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村下田ノ口
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町田野浦字新開2883番1から幡多郡黒潮町田野浦字東頭ヶ谷2396番1まで	前	3.7 〃 23.0	32
	後	3.3 〃 3.7	32

**高知県告示第504号**

昭和58年10月高知県告示第660号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

3中「幡多郡黒潮町入野」を「幡多郡黒潮町入野字古塚崎の全部並びに」に、「字西浜田、字古塚崎」を「字浜田、字西浜田」に改める。

4中「76.37ヘクタール」を「79.6ヘクタール」に改める。

**高知県告示第505号**

平成11年4月高知県告示第225号（県営住宅の家賃の収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

2中「吾川郡春野町」を「高知市春野町内ノ谷」に改める。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、杉田ダム土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

役名(退任)	氏名	住 所	
理事	吉川 信義	香美郡土佐山田町本村	270
〃	小川 隆司	〃 〃 佐野	222
〃	吉村 實	〃 〃 大平	387
〃	堤 善紀	〃 〃 〃	269・270
〃	山崎 巍	〃 〃 栄町	11-11
〃	山崎 幹雄	〃 〃 佐野	868
〃	水田 道雄	〃 〃 〃	656
〃	前田 光一	〃 〃 楠目	40-ロ
〃	山下 明	〃 〃 〃	195-3
〃	一圓 延夫	〃 〃 〃	225
〃	楠目 良郎	〃 〃 〃	1069
〃	山崎 勳	〃 〃 〃	436-2
〃	近江川利喜	〃 〃 〃	809-1
〃	西村 登	〃 〃 山田	1559-3
監事	岩崎 春行	〃 〃 本村	179
〃	傍士 多	〃 〃 山田	1735
〃	小川 智	〃 〃 佐野	281
理事(就任)	今久保徳子	香美市土佐山田町西後入	655
〃	堤 和宏	〃 〃 大平	178
〃	尾崎 満	〃 〃 〃	45
〃	萩野 善英	〃 〃 佐野	227
〃	前田 忠志	〃 〃 〃	886
〃	山崎 幹雄	〃 〃 〃	868
〃	水田 道雄	〃 〃 〃	656
〃	前田 光一	〃 〃 楠目	40-ロ
〃	奥宮 弘道	〃 〃 〃	1441
〃	門脇 好美	〃 〃 〃	219-1
〃	楠目無事男	〃 〃 〃	1082
〃	山崎 勳	〃 〃 〃	436-2
〃	近江川利喜	〃 〃 〃	809-1
〃	西村 若水	〃 〃 山田	1644-イ
監事	猪俣 誠一	〃 〃 本村	106-1
〃	吉村 雅	〃 〃 大平	577
〃	内川 豊	香南市野市町 みどり野東	2-61

建設業法(昭和24年法律100号)に基づく処分をしたので、同

法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月21日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出のあった年月日及び処分をした年月日、処分を受けた者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地並びに代表者の氏名及び許可番号並びに取り消した許可

届出のあった年月日及び処分をした年月日	処分を受けた者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	処分を受けた者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可
平成18年12月28日 平成19年1月10日	有限会社田村電気 高知市鷹匠町1-1-22	代表取締役 田村 豊広 高知県知事許可(般・特-14) 第6283号	管工事業に関する一般建設業の許可
平成18年12月28日 平成19年1月10日	有限会社保安技建 高知市杉井流37-1	代表取締役 大崎 勉 高知県知事許可(般-18) 第5603号	塗装工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月9日 平成19年1月15日	織田建設有限会社 高岡郡越知町越知甲1874	代表取締役 織田 好和 高知県知事許可(般・特-13) 第244号	管工事業に関する一般建設業の許可
平成18年12月1日 平成19年1月15日	有限会社愛宕水道工務所 高知市南はりまや町2-15-7	代表取締役 常石 幸夫 高知県知事許可(般-17) 第534号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施

平成18年12月25日 平成19年1月18日	山壽工務店 高知市新田町1-16	代表者 山本 嘉壽 高知県知事許可(般-14) 第7266号	設工事業に関する一般建設業の許可 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月12日 平成19年1月18日	南海スレート株式会社 南国市岡豊町中島348-1	代表取締役 永野 雄一 高知県知事許可(般-13) 第7727号	屋根工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月12日 平成19年1月18日	有限会社山尾建設 高岡郡中土佐町久礼5195	代表取締役 山中 齋 高知県知事許可(特-18) 第3939号	建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可
平成19年1月12日	南部建設株式会社	代表取締役 南部 猛彦	土木工事業、とび

平成19年1月18日	高知市横浜233-4	高知県知事許可(般-14)第4932号	・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月11日 平成19年1月18日	有限会社本山建設 長岡郡本山町本山1071	代表取締役 佐古田 道彦 高知県知事許可(般・特-16)第7324号	管工事業に関する一般建設業の許可
平成18年10月19日 平成19年1月26日	石の里おかべ 幡多郡黒潮町入野3615	代表者 岡部 正典 高知県知事許可(般-14)第6209号	石工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月16日 平成19年1月26日	株式会社環境建設 高知市寿町4-5	代表取締役 山崎 哲夫 高知県知事許可(般-14)第4018号	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月	大旺機械株式会社	代表取締役	機械器具
月15日 平成19年1月26日	社 高知市布師田3948-2	溝渕 洋一 高知県知事許可(般-17)第5533号	設置工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月17日 平成19年2月1日	三條工業株式会社 高知市布師田3978-2	代表取締役 石川 光男 高知県知事許可(般-14)第6192号	鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月22日 平成19年2月1日	三原建設有限公司 幡多郡三原村柚ノ木539-1	代表取締役 宮地 臣一 高知県知事許可(般-14)第7898号	造園工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月25日 平成19年2月1日	宮地建設有限公司 幡多郡黒潮町有井川429	代表取締役 宮地 宣吉 高知県知事許可(般-18)第2389号	土木工事業及びとび・土工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月19日 平成19年2月1日	株式会社西土佐建設 四万十市西土佐用井815	代表取締役 浜田 兆城 高知県知事許可(般・特-17)第1569号	建築工事業に関する特定建設業の許可
平成19年1月29日 平成19年2月1日	有限会社耕正建築事務所 南国市上末松9-8	破産管財人 弁護士 小泉 武詞 高知県知事許可(般-18)第4660号	建築工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月7日 平成19年2月	有限会社共栄工務店 南国市浜改田	代表取締役 中澤 和彦 高知県知事許可	土木工事業、建築工事業及
月16日	746	(般-15)第8016号	び左官工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月9日 平成19年2月16日	下元建設 高岡郡津野町杉の川丙60	代表者 下元 武雄 高知県知事許可(般-14)第347号	建築工事業に関する一般建設業の許可
平成19年1月31日 平成19年1月31日	岡田建築 高岡郡四万十町昭和574-1	代表者 岡田 安男 高知県知事許可(般-13)第7185号	建築工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月1日 平成19年2月16日	有限会社林土建 吾川郡仁淀川町田村20	代表取締役 林 有太郎 高知県知事許可(般・特-13)第1102号	造園工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月7日 平成19年2月16日	有限会社岩建設 幡多郡黒潮町出口356	清算人 山沖 信男 高知県知事許可(般-18)第6097号	土木工事業、とび・土工事業、は装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月21日 平成19年2月26日	アゲタ電機 吾川郡いの町5158	代表者 上田 和雄 高知県知事許可(般-16)第8049号	電気工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月15日 平成19年2月	有限会社遠山建具製作所 高知市高須942	代表取締役 遠山 裕子 高知県知事許可	建具工事業に関する一般建

月26日	- 8	(般-13) 第4867号	設業の許可
平成19年2月13日 平成19年2月26日	有限会社藤村建設 高岡郡津野町北川3869	代表取締役 藤村 勉 高知県知事許可(般・特-18) 第6584号	左官工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月17日 平成19年2月26日	有限会社アルバ工芸 南国市岡豊町八幡884-5	清算人 豊永 弘志 高知県知事許可(般-14) 第7255号	建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月19日 平成19年2月26日	永福建材興業有限公司 長岡郡大豊町永渕314	代表取締役 北村 永夫 高知県知事許可(般-13) 第7212号	土木工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月20日 平成19年2月26日	有限会社幡多瓦技研 幡多郡黒潮町上田ノ口1302-1	清算人 二宮 静 高知県知事許可(般-14) 第7254号	屋根工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月13日 平成19年2月26日	石元工業有限公司 土佐市高岡町丁1174	代表取締役 中林 久佐雄 高知県知事許可(般-15) 第8662号	土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月21日 平成19年2月26日	株式会社西野建設 安芸市穴内字新城浜乙517-1	代表取締役 安岡 章夫 高知県知事許可(般・特-13) 第6720号	管工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月21日 平成19年3月2日	近澤商事株式会社 高知市棧橋通2-12-4	代表取締役 近澤 洋水 高知県知事許可(般-15) 第7936号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月22日 平成19年3月2日	有限会社広和住建 四万十市具同326	代表取締役 前田 和昭 高知県知事許可(般-14) 第7220号	土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月23日 平成19年2月28日	田井建設株式会社 土佐郡土佐町田井807-1	代表取締役 和田 清志 高知県知事許可(般・特-13) 第1414号	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業
平成19年3月7日 平成19年3月19日	有限会社森本建設 吾川郡いの町加田1617-5	代表取締役 森本 利興 高知県知事許可(般-13) 第523号	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年3月1日 平成19年3月19日	有限会社浜田建設 吾川郡いの町駅前町208	代表取締役 浜田 博章 高知県知事許可(般-14) 第3829号	建築工事業に関する一般建設業の許可
平成19年2月14日 平成19年3月20日	有限会社稲田建設 高岡郡津野町鳥出川1175-2	代表取締役 稲田 幸子 高知県知事許可(般・特-14) 第5654号	建築工事業に関する特定建設業の許可
平成19年3月16日 平成19年3月28日	弘進商事株式会社 高知市南久保132	代表取締役 濱渦 義治 高知県知事許可(般-16) 第3039号	塗装工事業に関する一般建設業の許可
平成19年3月20日 平成19年3月28日	大崎建工 高知市旭天神町165	代表者 大崎 次男 高知県知事許可(般-14) 第3779号	左官工事業及びタイル・れんが・ブロック工

			事業に関する一般建設業の許可			第6193号	可				
平成19年3月16日 平成19年4月5日	小笠原建興 香南市野市町東佐古920	代表者 小笠原 邦廣 高知県知事許可(般-18) 第8332号	土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可	平成19年4月11日 平成19年4月17日	ワシオ工業株式会社 高知市萩町1-5-13	代表取締役社長 吉井 平 高知県知事許可(般-15) 第7218号	建築工事業に関する一般建設業の許可	平成19年4月11日 平成19年4月26日	有限会社川村総合建設 室戸市領家728-1	代表取締役 川村 五介 高知県知事許可(特-18) 第8347号	土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可
平成19年3月23日 平成19年4月5日	ツタオカ基礎 室戸市吉良川町乙2017-14	代表者 蔦岡 康之 高知県知事許可(般-17) 第5348号	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成19年4月23日 平成19年4月24日	平尾工業 高知市土居町7-16	代表者 平尾 千秋 高知県知事許可(般-14) 第8448号	鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可	平成19年4月19日 平成19年5月1日	島内建材店 香南市野市町東野993-9	代表者 島内 自重 高知県知事許可(般-15) 第8625号	管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年4月5日 平成19年4月17日	向陽興業 土佐市高岡町乙3537	代表者 明神 好伸 高知県知事許可(般-14) 第8508号	とび・土工工事業に関する一般建設業の許可	平成19年4月10日 平成19年4月24日	明治建設有限公司 土佐郡土佐町瀬戸字柿ノ本506-1	代表取締役 山中 巨司 高知県知事許可(般・特-18) 第310号	管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可	平成19年4月25日 平成19年5月1日	有限会社朋建設 高知市高見町189-5	代表取締役 岡崎 順子 高知県知事許可(般-17) 第8260号	土木工事業に関する一般建設業の許可
平成19年4月11日 平成19年4月17日	渡辺設備 高岡郡佐川町乙742	代表者 渡辺 楠彦 高知県知事許可(般-14) 第8470号	管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成19年4月16日 平成19年4月24日	有限会社開洋建設工業 吾川郡いの町池ノ内長丁1627	代表取締役 川淵 茂樹 高知県知事許可(般-17) 第2085号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成19年4月30日 平成19年5月8日	有限会社松浦建設 四万十市佐岡549	代表取締役 松浦 政志 高知県知事許可(般-18) 第6044号	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可
平成19年4月4日 平成19年4月17日	有限会社寿建装社 高知市寿町11-14	代表取締役 横田 栄一 高知県知事許可(般-14)	建築工事業に関する一般建設業の許可	平成19年4月18日 平成19年4月24日	有限会社太清建設 四万十市中村弥生町68	代表取締役 中山 久美子 高知県知事許可(般-16) 第8754号	土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可	平成19年5月2日 平成19年5月8日	株式会社高知ダイワサービス 高知市中宝永町5-10	代表取締役 山本 義彦 高知県知事許可(般-18)	建築工事業及び防水工事業に関する
				平成19年4月19日 平成19年4月24日	愛吉屋ガラス店 高知市南御座41-7	代表者 乾 晴一 高知県知事許可(般-14) 第6753号	ガラス工事業に関する一般建設業の許可				



平成19年5月29日 平成19年5月30日	有限会社浅野すまい設備 香南市赤岡町486-1	代表取締役 浅野 照 高知県知事許可(般-18) 第5563号	土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年5月25日 平成19年5月30日	有限会社福岡建設 安芸郡田野町2329-5	清算人 福岡 栄蔵 高知県知事許可(般-18) 第6657号	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年4月12日 平成19年6月4日	山本建設株式会社 幡多郡黒潮町佐賀2988	代表取締役 山本 修 高知県知事許可(般・特-14) 第1041号	管工事業及び造園工事業に関する一般及び特定建設業の許可
平成19年4月	株式会社南国建	代表取締役	土木工事業
月27日 平成19年6月5日	設 土佐清水市厚生町5-6	中嶋 豊年 高知県知事許可(般・特-14) 第524号	業及びとび・土工工事業に関する特定建設業の許可
平成19年5月15日 平成19年6月6日	株式会社国際環境技研 高知市仁井田4519	代表取締役 新谷 稔 高知県知事許可(特-18) 第6986号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可
平成19年6月4日 平成19年6月6日	有限会社旭機械設備 高知市介良甲874-1	代表取締役 加藤 浩幸 高知県知事許可(般-18) 第6607号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する一般建設
平成19年6月5日 平成19年6月11日	有限会社高樫組 土佐郡土佐町田井1208-6	代表取締役 佐古田 博 高知県知事許可(特-18) 第3695号	管工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可
平成19年6月7日 平成19年6月11日	大一工業有限会社 吾川郡仁淀川町寺村1837	取締役 片岡 重徳 高知県知事許可(般-18) 第2582号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年6月7日 平成19年6月11日	株式会社大伸 安芸郡芸西村和食甲1607	代表取締役 堀川 一男 高知県知事許可(般-15) 第8708号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一

			般建設業の許可
平成19年6月7日 平成19年6月11日	高知ネオン電飾株式会社 高知市鴨部3-9-19	代表取締役 渡邊 和博 高知県知事許可(般-14)第5705号	電気工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可
平成19年6月7日 平成19年6月11日	有限会社アサヒシステム 高知市河ノ瀬町177-14	代表取締役 前田 薫 高知県知事許可(般-16)第8175号	電気工事業に関する一般建設業の許可
平成19年5月18日 平成19年6月11日	株式会社岩村 高知市塚ノ原334-1	代表取締役 岩村 謙二 高知県知事許可(特-14)第6251号	土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可
平成19年6月8日 平成19年6月13日	新生興業有限会社 室戸市佐喜浜町3801-1	清算人 丸岡 欽一 高知県知事許可(般-14)第5041号	土木工事業に関する一般建設業の許可
平成19年6月11日 平成19年6月13日	有限会社平山組 安芸郡東洋町野根甲1153-2	代表取締役 平山 太志 高知県知事許可(般-18)第5455号	土木工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可
平成19年6月12日	南国水道 南国市東山町3	代表者 溝渕 頼雄	土木工事業、建築

平成19年6月13日	-11-31	高知県知事許可(般-14)第5659号	工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年6月11日 平成19年6月21日	株式会社山崎興業 高知市五台山3914-3	代表取締役 山崎 富士雄 高知県知事許可(特-14)第54号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可
平成19年6月13日 平成19年6月21日	有限会社土居建設 吾川郡いの町葛原102-1	破産管財人 弁護士 行田 博文 高知県知事許可(特-17)第1360号	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可
平成19年6月13日 平成19年6月21日	株式会社本川建設 吾川郡いの町脇ノ山216-2	破産管財人 弁護士 行田 博文 高知県知事許可(般-17)	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、

		第4364号	管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成19年6月25日 平成19年6月29日	有限会社市原工務店 高知市桜馬場6-1	代表取締役社長 市原 茂喜 高知県知事許可(般・特-14)第4176号	建築工事業に関する特定建設業の許可

- 2 処分の内容  
建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し
- 3 処分の原因となった事実  
建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月21日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

**高知県公安委員会規則第15号**

**高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則**

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年高知県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1 (第3条関係)**

地域
高知市春野町平和

四万十市古津賀のうち  
字牛ヶバダノ下 字立花谷本谷口 字橘谷 字沢口 字  
沢 字丸谷 字丸ハナ 字東カジャシキ 字石ブシ鼻 字  
作式ハナ 字作式 字カジャシキ中ノ谷 字中沢口 字中  
沢 字東姥ヶ谷 字カジャシキ中ハナ 字丸谷平 字牛ヶ  
ダバ西平

香南市のうち  
野市町みどり野一丁目 野市町みどり野二丁目 野市町  
みどり野三丁目 野市町みどり野四丁目 野市町みどり野  
東一丁目 野市町みどり野東二丁目 野市町みどり野東三  
丁目

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第7条関係)

地域
高知市のうち 春野町芳原 春野町西分
宿毛市大深浦
四万十市安並
幡多郡黒潮町のうち 浮鞭 入野 田ノ浦

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第25号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条(同規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成19年8月21日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

技能検定員審査等に関する規則(以下「規則」という。)  
第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習

指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許及び中型自動車免許(以下「大型自動車免許等」という。)

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」という。)

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)

(2) 審査の期日

平成19年9月27日(木)及び28日(金)

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地  
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう

とする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項  
(1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
自動車運転技能に関する観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する知識	

	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員（大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円）
- イ 教習指導員（大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円）

4 その他

詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年8月10日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量

- 税務電算システム 一式
- (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
平成20年2月1日から平成25年1月31日まで
- (4) 納入期限  
平成19年11月2日（金）
- (5) 納入場所  
入札説明書による。
- (6) 入札方法  
ア 入札金額は、借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入することができることを証明し、かつ、借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県総務部税務課  
電話番号088-823-9347
- (2) 入札説明書の交付方法  
平成19年8月10日（金）から同年9月10日（月）まで、(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
平成19年9月19日(水)午前10時  
高知市丸ノ内二丁目4-1  
高知県庁北庁舎4階会議室  
郵送の場合は、書留郵便とし、平成19年9月18日(火)午後4時まで(1)の交付場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した物品の機能等証明書及び納入することができることを証明する書類等を平成19年9月10日までに提出しなければならない。  
なお、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法  
高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 資格審査に関する事項  
2の(2)の入札参加資格を有しない者で、入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。ただし、平成19年8月30日(木)までに申請を行わなかったときは、この入札公告の入札参加資格が与えられないことがある。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Computerized Taxation System 1 System
- (2) Deadline for tender (by mail): 4:00 P.M. 18th  
September 2007
- (3) Deadline for tender (by hand): 10:00 A.M. 19th  
September 2007

- (4) Contact: Taxation Division, Department of General  
Affairs, Kochi Prefectural Government, 1-2-20  
Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9347